最終更新日：2017年6月8日

株式会社ワンダーコーポレーション

代表取締役社長　高田　修
問合せ先：取締役管理本部長　宮本　正明
証券コード：3344
http://www.wonder.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は以下のとおりです。
当社は、経営環境の急激な変化や、経営に関するリスクが増大化・多様化している中で、継続的に企業価値を向上させ社会的責任を果たすために、コーポレート・ガバナンスは重要な経営課題であると認識しており、その充実に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。本欄に記載すべき事項はございません。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社カスミ	2,404,200	43.10
株式会社Kパートナーズ	1,102,200	19.80
株式会社TSUTAYA	307,053	5.50
日 下 孝 明	288,700	5.20
ワンダーコーポレーション従業員持株会	111,175	2.00
ワンスアラウンド株式会社	37,500	0.70
加 藤 修 一	27,900	0.50
深 作 敏 也	21,500	0.40
肥 田 千 代 子	18,500	0.30
日本出版販売株式会社	18,000	0.30

支配株主（親会社を除く）の有無	株式会社カスミ、株式会社カスミの親会社であるユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と株式会社カスミとの取引条件につきましては、当社と関連を有さない第三者との取引における一般的取引条件と同様に決定しており、少数株主の利益を損ねることのないよう努めております。ユナイテッド･スーパーマーケット･ホールディングス株式会社は、共同株式移転の方法により、平成27年3月2日に、株式会社マルエツ、株式会社カスミ及びマックスバリュ関東株式会社の共同持株会社として発足いたしました。当社とユナイテッド･スーパーマーケット･ホールディングス株式会社との取引はございません。

5．その他コーポレート･ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小濱裕正	他の会社の出身者											
鈴木定芳	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小濱裕正		その他の関係会社である株式会社カスミの取締役	当社の業務執行に必要な総合的助言を得るため
鈴木定芳		―――	当社の業務執行に必要な総合的助言を得るため

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査部門である監査室は、相互に連携をとるため、監査計画及び監査状況等について報告を受けるなど、定期的に情報の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
木島千華夫	弁護士													
内田勉	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木島千華夫	○	独立役員に選任しております。	弁護士としての豊富な経験と幅広い見地を活かし、社外監査役として経営監視を行っており、かつ、一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断し、独立役員として選任いたしました。
内田勉		その他の関係会社である株式会社カスミの監査役及びユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社の監査役	当社の監査体制を強化するために当社が招聘したものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

———

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

前年度の業績を鑑みて、当年度の報酬を決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書で取締役及び監査役ごとに報酬の種類別総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内（年額150百万円以内）において、取締役会で了承された方法により決定しております。
各取締役の報酬等については、担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として、総合的に勘案し決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

監査役が必要とした場合、取締役会は監査役と協議の上、監査室員を監査役の補助すべき使用人として指名することができます。当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役会の意見を尊重した上で行なうものとし、取締役からの独立性を確保しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）
1．取締役会
取締役会は、社外取締役2名を含む5名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する役割と権限を有しております。取締役会は、毎月1回定期開催するほか、必要に応じ随時開催しており、重要な事項につき審議・決定し、同時に業績進捗の検証と必要な対策をとっております。なお、当社は、事業年度ごとの経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。
2．監査役会
監査役会は、社外監査役2名を含む計3名で構成され、取締役の職務執行の適正性を監査しております。
3．執行役員制度
当社は、執行役員制度を採用しており、経営の意思決定・監督を取締役会が、また業務執行を執行役員がそれぞれ担当し、役割と責任の明確化と迅速な意思決定を通じ事業を遂行する体制をとっております。
4．経営会議
当社は、取締役会による意思決定プロセスでの審議を充実させるため、経営会議を設置しております。週1回開催の経営会議の審議を経て取締役会において執行決定を行っております。
5．内部監査
内部監査につきましては、専従のスタッフ3名の監査室を設置し、適法かつ適正・効率的な業務の確保のための監査を実施し、必要に応じて、関係部署に対し改善提案を行なっております。監査結果は、取締役・監査役及び被監査部署が出席する内部監査報告会において報告され、内部監査情報を共有しております。また、監査役及び会計監査人と相互連携をとり、業務の効率化を図っております。
6．監査役監査
監査役監査につきましては、各監査役は監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求め、取締役等の職務の執行を厳正に監査しております。また、監査役は会計監査人より監査に関する計画及び結果等について適宜説明・報告を受けております。
7．会計監査
会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。当社からはあらゆる情報・データを常時提供することで、迅速かつ正確な監査が実施し易い環境を整備しております。
（2）監査役の機能強化に関する取組状況
当社は、当社の規模及び事業内容等に鑑み、現在は監査役スタッフを置いておりませんが、監査役から要求があった場合には、速やかに対応する方針です。当社では、監査役がすべての重要な会議に出席でき、すべての重要な書類をいつでも閲覧できる体制をとっており、監査役の機能強化を図っております。

また、社外監査役は、当社とは人的･資本的･取引上の関係がない企業の出身者であり、独立性の高い人物を選任しております。
(3) 現状の体制を採用している理由
当社は、現在監査役3名(うち社外監査役2名)が、内部監査部署と連携して監査を実施しております。
また、取締役5名のうち社外取締役2名を選任しており、取締役会の意思決定の適正性･妥当性の確保を図っております。
したがいまして、当社におきましては、社外取締役の選任と監査役及び内部監査部署の連携により、経営の監視体制は、現在のところ十分機能しております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しております。
社外取締役は、客観的な視点より経営全般の監督を行っており、また社外監査役2名を含む監査役は取締役会に出席し、必要に応じ発言を行っており、監査役による中立的かつ客観的な取締役の業務執行に対する監督･監視を行っております。
現時点における業務執行の適正を確保するために有効に機能しているため、上記のガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期日は2月末で、株主総会開催日は集中日に該当しておりません。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回、第2四半期決算、年度末決算発表後に行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	月次売上高前年比及び店舗数、決算短信、会社説明会資料を提出しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	取締役 管理本部長 宮本正明	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	1．お客様のニーズに合った価値ある商品の提供 2．お客様の利便性を重視したタイムリーな サービスの提供 3．適正な利潤の追求と社会への還元 4．公平な能力主義に基づく、社員の 幸福の追求

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システム構築の基本方針に関し、以下のとおり運用してまいります。
1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針」及び「行動規範」を定め、周知徹底を図る。また、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。更に、「内部通報者保護規程」を策定し、通報者の保護を徹底すると共に、通報窓口を設置して不正行為等の早期発見を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理の体制を整備し、リスク管理に関する各種規程・マニュアル等を整備し、その周知徹底を図る。また、リスク対応の体制を策定し、機動的に機能するためにの情報の共有化と役割の周知を図る。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
月1回の定時取締役会を開催する他、適宜臨時取締役会を開催する。また、経営に関する重要事項については、週1回開催の経営会議において審議し、取締役会において執行決定を行うものとする。更に、社内規程により、職務権限・業務分掌等を明確にし、会社の機関相互の連携を強化することで、効率かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図る。
5. 子会社から成る企業集団における業務の適性を確保するための体制
グループ各社からの定期的に経営状況の報告を受け、経営方針、問題点を取締役会及び経営会議において報告する。
また、当社の内部統制監査室において、定期又は臨時にグループ各社の監査を実施し、経営会議及びグループ各社の関係部署に報告する。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役が必要とした場合、取締役会は監査役と協議の上、内部統制監査室員を監査役の補助すべき使用人として指名することができる。
当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、不正行為や重要な法令違反並びに定款違反行為、その他重要な事項等を監査役に報告するものとする。
また、監査役は、取締役会の他、経営会議等の重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができるものとする。
監査役は、会計監査人及び内部統制監査室と情報交換に努め、連携して当社及び当社グループ各社の監査の実効性を確保するものとする。
8. 財務報告の信頼性を確保するための体制
金融商品取引法及びその他の関係法令の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われるために、関連諸規程を整備すると共に、内部統制の体制整備、運用、評価を行い、財務報告の信頼性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「コンプライアンス基本方針」及び「行動規範」において、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与えるあらゆる反社会的勢力・団体とは一切関わらず、このような勢力を恐れることなく、襟を正し毅然とした態度で臨む旨を定めております。
また、反社会的勢力・団体に対して、役員及び従業員一人一人を孤立させず、管理本部を中心に組織的・全社的に対応し、最大限、警察や顧問弁護士等の支援を得て対応する体制をとっております。

Ⅴその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項
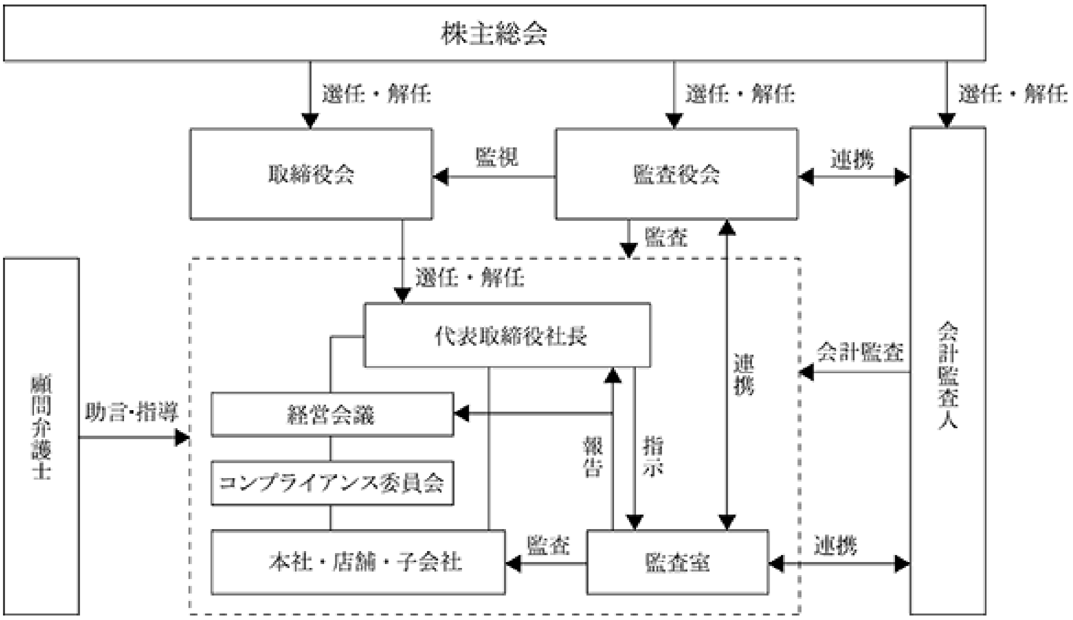
―――